

# 福祉

心身に障害のある方などへ  
手当を支給します

特別障害者手当(国制度)  
心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要となる20歳以上の在宅の方※詳細は表1参照

障害児福祉手当(国制度)  
心身に重度の障害があり、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の方※詳細は表1参照

特別児童扶養手当(国制度)  
心身に障害がある20歳未満の

手当名	支給月額	手当の受給(申請)ができる方	手当の受給(申請)ができない方	支給回数と支給月	支給制限
特別障害者手当	26,260円	20歳以上の方で、おおむね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です) ・身体障害者手帳1・2級程度(内部障害は絶対安静で生活全般に全て介護が必要な方) ・愛の手帳1・2級程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳未満の方 ・施設などに入所している方 ・病院または診療所に3カ月以上入院している方	年4回払い(2・5・8・11月)申請月の翌月から該当	受給者(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表3の所得制限額以上であるときは、支給されません。
障害児福祉手当	14,280円	20歳未満の方で、おおむね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です) ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2級程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳以上の方 ・施設などに入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金など)を受けている方	年3回払い(4・8・11月)申請月の翌月から該当	
特別児童扶養手当	重度 50,400円 中度 33,570円	次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の児童を扶養している父母または養育者 ・身体障害者手帳1～3級程度。4級は下肢の一部 ・愛の手帳1～3級程度 ・上記と同等の疾病、発達障害または精神障害をお持ちの方	養育している障害児が以下に該当する方 ・施設などに入所している ・障害を支給事由とする給付(障害年金など)を受給している		

※上記のいずれの手当も原則として所定の「診断書」による判定が必要です

手当名	支給月額	手当の受給(申請)ができる方	手当の受給(申請)ができない方	支給回数と支給月	支給制限
心身障害者(児)福祉手当	都制度 15,500円 市制度 12,000円 8,000円 10,000円 3,000円	20歳以上で身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3級の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方主に20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方、その他都制度非該当の方 身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方 都発行の難病医療券をお持ちの方 身体障害者手帳1～4級と愛の手帳1～4度両方をお持ちの方	・施設などに入所している方 ・新規で65歳以上の方 ※詳細は障害福祉課にお問い合わせください	年3回払い(4・8・12月)申請された月から該当	受給者本人の所得が表3(本人)の額以上であるときは支給できません

所得制限額(控除後)

扶養人数	特別障害者・障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者(児)福祉手当、心身障害者医療費助成		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者および扶養義務者	本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000
1人増ごとに	380,000	213,000	380,000	213,000

※重度心身障害者手当の所得は、左の本人欄のみで判定。20歳未満は扶養者や同居人の所得で、20歳以上は本人の所得で左の本人欄を使用して判定します。所得超過の場合は、申請できません。  
※心身障害者医療費助成は左の本人欄のみで判定。20歳以上は本人の所得、20歳未満は加入医療保険の被保険者(世帯主)の所得。所得超過の場合は申請できません。

心身に障害のある方やその家族からの相談を受けるため、市長から委嘱された民間の協力者です。相談を聞き、助言や指導を行い障害のある方の地域での活動を支援します。

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
相談員氏名	連絡先	相談員氏名	連絡先
伊藤 勝昭(身体)	☎583-8504	津島 恭子	☎592-3775
鮫島 京子(内部)	☎585-6552	富張 理子	☎593-3626
有山 一博(聴覚)	FAX593-5275、 ✉kariyama@mail.hinocatv.ne.jp	奥住 みゆき	☎581-4781
高島 亮樹(視覚)	☎080-1092-3473		

戦没者等の妻および戦没者の父母に対する特別給付金の請求を受け付けます。  
請求期間：平成28年6月13日まで※請求期間を過ぎると時効により特別給付金を受ける権利が消滅。「戦没者等の妻に対する特別給付金」第二十七回、「戦没者の父母等に対する特別給付金」第二十六回号「福祉政策課」

市立やまばとから  
映画鑑賞会「もへの手紙」  
8月2日(金)午前9時30分～11時30分  
障害者送迎あり※8月1日(木)までに申し込み☎電話  
クッキングクラブ  
8月10日(土)午前10時～11時30分  
300円程度  
8月5日(月)までに電話

京王閣競輪場開催日程  
8月15日(木)～17日(土) 京王閣競輪場(調布市) 東京都十一市競輪事業組合(☎042-489-1311)

防衛省自衛官等採用試験  
自衛官候補生(任期付自衛官)  
試験日：9月22日(日)～26日(木)のいずれか1日  
一般曹候補生：1次試験日  
9月16日(祝)・17日(火)のいずれか1日

外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金を交付  
市内在住で外国人学校(各種)の小学校および中学校に相当する教育を行う学校に在籍している児童・生徒の保護者に補助金を交付します。  
申請用紙配布期間：前分・9月2日(月)～30日(月)、後分・9月26日(月)～28日(金)のいずれか1日  
申請日：9月28日(金)の午後5時15分～午後8時30分  
祝日を除く  
補助金額：1人月額5千円※日野市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に外国人住民として登録されている期間の月数分の補助料を納入した保護者②保護者および児童などがともに当該月の初日に日野市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に外国人住民として登録されている方、または記録されていた方  
前分：10月11日(金)、後分：平成26年3月14日(金)までに申請書に必要事項を記入し、〒191-8

貸し付けを受けた中学3年生および高校3年生(20歳未満の既卒者、高卒認定合格者を含む)が高校、大学などに入学した場合、返済が免除されます。  
貸付内容：①学習塾等受講料 貸付金(20万円まで) ②受験料 貸付金(中学3年生は2万7千400円まで、高校3年生は10万5千円まで) ③次の全てに該当する方 ①20歳以上の世帯の生計中心者 ②課税所得または総収入金額が一定基準以下 ③預貯金など資産の保有額が60万円以下 ④土地・建物を所有していない※現在住んでいる場所の土地・建物を除く ⑤都内に引き続き1年以上住民登録している ⑥生活保護を受給世帯の世帯主または構成員でない ⑦暴力団員が属する世帯の構成員でない※詳細は問い合わせ ☎平成26年1月31日(金)まで ☎セーフティネットコールセンター

エンジェルフォトギャラリー

毎月抽選で6ヶ月から1歳半までの赤ちゃんを無料撮影して、抽選で2名の赤ちゃんをこのギャラリーに掲載いたします。  
＜申し込み＞  
(有)ベッティ写真館 多摩平店581-1245



まさきくん けんたくん